

# 医科点数表の解釈

平成30年4月版

## Web追補 No.3 (平成30年8月号)

平成 30 年 8 月 7 日 作成

- 以下の通知等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
  - 平成30年7月31日 保医発0731第1号 (平成30年8月1日適用)
  - 平成30年7月31日 保医発0731第3号 (平成30年8月1日適用)
  - 平成30年7月31日 医療課事務連絡
  - 平成30年8月6日 官報正誤
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。[http://www.shaho.co.jp/shaho/2018\\_sinryo/index.html](http://www.shaho.co.jp/shaho/2018_sinryo/index.html)
- 「疑義解釈資料の送付について(その5)」(平成30年7月10日医療課事務連絡)、「疑義解釈資料の送付について(その6)」(平成30年7月20日医療課事務連絡)、「疑義解釈資料の送付について(その7)」(平成30年7月30日医療課事務連絡)が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の診療報酬関連情報データベースより、本追補と併せてご確認ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
366	右	上から19行目	第三の九の七の三	第三の九の七の二
505	右	上から6行目	算定する。	算定する。(
505	右	上から8行目	算定できる。	算定できる。また、早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的としてBRRAF遺伝子検査を実施した場合にあっては、K-ras遺伝子検査又はRAS遺伝子検査を併せて算定できないこととし、マイクロサテライト不安定性検査を実施した年月日を、 <b>診療報酬明細書</b> の摘要欄に記載する。)。また、PCR-rSSO法を用いてBRRAF遺伝子検査を実施した場合は、本区分「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「ハ」のK-ras遺伝子検査の所定点数を算定する。
505	右	上から19～20行目	K-ras遺伝子検査又はRAS遺伝子検査	K-ras遺伝子検査、RAS遺伝子検査又はBRRAF遺伝子検査
505	右	上から20行目	〔次行に追加〕	(平30. 7. 31 保医発 0731 3)
511	左	下から1行目	(BRACAnalysis診断システム)	(BRCA1/2遺伝子検査)
511	右	下から14行目	BRACAnalysis診断システム	BRCA1/2遺伝子検査
1307	—	上から4行目	(最終改正;平30. 6. 29 保医発 0629 1)	(最終改正;平30. 7. 31 保医発 0731 1)
			〔黄色網かけはWeb追補No. 2にて改正済み〕	
1308	右	上から21行目	神経麻酔	硬膜外麻酔
			〔黄色網かけはWeb追補No. 1にて訂正済み〕	
1308	右	上から26行目	神経麻酔	硬膜外麻酔
			〔黄色網かけはWeb追補No. 1にて訂正済み〕	
1311	右	上から3行目	〔次行に追加〕	(6) 脊椎プレートと脊椎コネクターが組み合わされ一体化されたものについては、それぞれ算定して差し支えない。
1536	—	上から7行目	(1)から(11)まで	(1)から(9)まで
1536	—	上から9行目	(1)から(11)までに掲げる区分に応じ、当該各(1)から(11)まで	(1)から(9)までに掲げる区分に応じ、当該各(1)から(9)まで
1891	—	上から18行目	九の七の三	九の七の二

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika\_kaishaku

[https://twitter.com/ika\\_kaishaku](https://twitter.com/ika_kaishaku)

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。